

# 令和8年度給与支払報告書(総括表・個人別明細書)記入・提出要領

## 1. 対象者 令和8年1月1日現在 相馬市に居住する給与受給者

- ・他市区町村に居住している方の報告書は、それぞれの市区町村へ提出してください。
- ・震災や原子力災害のために住民票は異動せずに避難している方の報告書は、住民票のある市区町村へ提出してください。
- ・実際に居住している市区町村に提出する場合は、摘要欄に住民登録地も記載してください。  
※住民票のある市区町村との二重課税を防ぐために必要です。

## 2. 提出期限 令和8年1月30日(金) 期限厳守

(事務処理の都合上、1月23日(金)までの提出にご協力願います。)

## 3. 提出書類

- ①給与支払報告書(総括表)・・・・・・1枚(同封しています。)
  - ②給与支払報告書(個人別明細書)・・・給与受給者1名につき1枚(税務署にて配布しています。)
  - ③普通徴収仕切紙(普通徴収への切替理由書)・・・普通徴収対象者がいる場合のみ1枚(同封しています。)
- [参考] 給与支払報告書の提出方法

対象となる方	使用する明細書	提出方法
一般の受給者で支払額が500万円を超える方	3枚組	1枚目(個人別明細書)→市役所へ提出
法人の役員で支払額が150万円を超える方		2枚目(源泉徴収票)→税務署へ提出
源泉徴収票の乙欄または丙欄適用者で支払額が50万円を超える方		3枚目(源泉徴収票)→受給者へ交付
上記以外の方	2枚組	1枚目(個人別明細書)→市役所へ提出 2枚目(源泉徴収票)→受給者へ交付

※市役所には必ず給与支払報告書を1枚ご提出ください。

※令和7年中に給与の支払いがなかった事業所につきましては、提出及び電話連絡は不要です。

## 4. 特別徴収税額の納期の特例について

事業所等で常時給与の支払いを受ける従業員が10人未満である場合には、申請により、毎月徴収した月割税額の納付を、月ごとの12回から、年2回にまとめる特例があります。

特例を初めて希望する場合は、申請書の提出が必要となります。令和8年度から納期の特例を希望される場合は、令和8年4月末までに申請書を提出していただきますようお願いいたします。

納期の特例申請書は相馬市HPからダウンロードできます。

【相馬市ホームページ—暮らし・手続き—税金—個人市民税・県民税—事業主の皆さんへ—給与所得者の個人市民税・県民税特別徴収】

## 5. 提出先・問い合わせ先

〒976-8601

福島県相馬市中村字北町63番地の3

相馬市役所 税務課市民税係 TEL 0244(37)2127

## 給与支払報告書の記入例

8

※										※種別		※整理番号		※	
支 払 を 受 け る 者	※区分	(1)										(受給者番号)		(4)	
	住所	福島県相馬市中村字大手先13										(個人番号)		0000000000000000	
	所											(役職名)			
	氏名											(フリガナ)		ツラマ タロウ	
												相馬 太郎		(2)	
種別			支払金額			給与所得控除の金額 (調整控除額)				所得控除の額の合計額			源泉徴収税額		
給与・賞与			内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円	
			5	000	000	3	560	000	3	270	000				
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有	從有	老人		特定	老人	その他	特定	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数	内	人	人	人	
○				1	0	1	1				内	人	人	1	
特定親族特別控除の金額				社会保険料の控除額				生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住民登録特別控除の額			
千		円	内	千		円	内	千		円	内	千		円	
630		000	内	300		000	内	120		000	内	50		000	

（摘要）特別微収  
<前職> 株式会社相馬 支払額2,000,000円 社会保険料100,000円 令和7年3月31日退職

1

2

- ①特別徵収または普通徵収の記載をお願いします。
- ②前職分を合算している場合は、必ず内容の記載をしてください。

## 受給者の

- (1) 住民票の住所  
(2) 氏名  
(3) 生年月日  
(4) マイナンバー

の記入を必ずお願いいいたします。(1)～(4)のいずれかの記入がなく、個人特定できない場合は、給与支払報告書を返送する場合があります。

（市区町村提出用）

お願い

(摘要)に前難分の加算額、支払者等を記入してください。

- ①個人特定ができるよう従業員の住民票の住所、生年月日、フリガナ、マイナンバー等を改めて確認してください。
- ②合算してある場合、前職分の内容について、摘要欄に必ず記入してください。
- ③機械等で出力する場合、欄にズレがないようお願いします。
- ④提出後に内容を訂正したい場合は、訂正後の内容で給与支払報告書を再作成し、摘要欄に「訂正」と朱書きで記入し提出してください。

## 給与支払報告書の記入について

記入方法の詳細については、国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」にてご確認ください。手引は、インターネットでもご確認いただけます。

【国税庁ホームページ刊行物等一パンフレット・手引—法定調書関係—令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引（令和7年9月）】

（URL <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>）

### 総括表の記入例

令和8年度 給与支払報告書（総括表）		指定番号	433136
相馬市長宛			
令和8年1月10日提出			
給与の支払期間	令和7年1月分から12月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	0000000000000000	事業種目	製造業
フリガナ	ソウマシ	受給者総人員	100人
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 相馬市	特別徴収対象者	40人
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	同上	普通徴収対象者（退職者）	4人
フリガナ	ソウマシカムラアサキタマチ63-3 (〒976-8601)	普通徴収対象者（退職者を除く）	6人
同上所在地	相馬市中村字北町63-3	報告人員の合計	50人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役 相馬 太郎	所轄税務署名	相馬税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務課 給与係 氏名 相馬 次郎 電話(0244-37-2120)	給与の支払方法及びその期日	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名（名称）相馬三郎税理士事務所 電話(0244-37-2127)	納入書の送付	必要 不要
		「特別徴収のしおり」の送付	必要 不要

- ・給与支払報告書（個人別明細書）と併せて提出してください。
- ・令和8年1月1日時点で相馬市に居住する受給者の方が対象となります。
- ・特別徴収、普通徴収の内訳について記入漏れがないようお願ひいたします。
- ・提出期限 令和8年1月30日（金） 早めの提出をお願ひいたします。
- ・普通徴収を希望する方については、別紙仕切紙を記入のうえ、給与支払報告書摘要欄にその旨を記載してください。

「報告人員」は  
**令和8年度の**  
市県民税の支  
払い方法につ  
いて記入して  
ください。  
※令和7年度  
現在の支払方法  
区分ではありません。

### 総括表の記入について

右上の人員欄には、それぞれ下記の人数を記載してください。

- ・受給者総人員……1月1日現在において給与の支払いを受けている者の総人員数（市外の人も含む）
- ・報告人員（特別徴収対象者・普通徴収対象者）…相馬市への報告人員の内、**令和8年度の市県民税を特別徴収（給与天引）する従業員の人数、普通徴収（個人納付）する人数**
- ・納付書及び「特別徴収のしおり」の送付について送付が必要か不要かを選択してください。

※特別徴収（給与天引）か普通徴収（個人納付）かを必ず給与支払報告書の摘要欄に記載願います。

※相馬市から送付された総括表の記載に修正箇所がある場合、朱書きで訂正をお願いいたします。

### 市県民税の特別徴収（給与天引）について

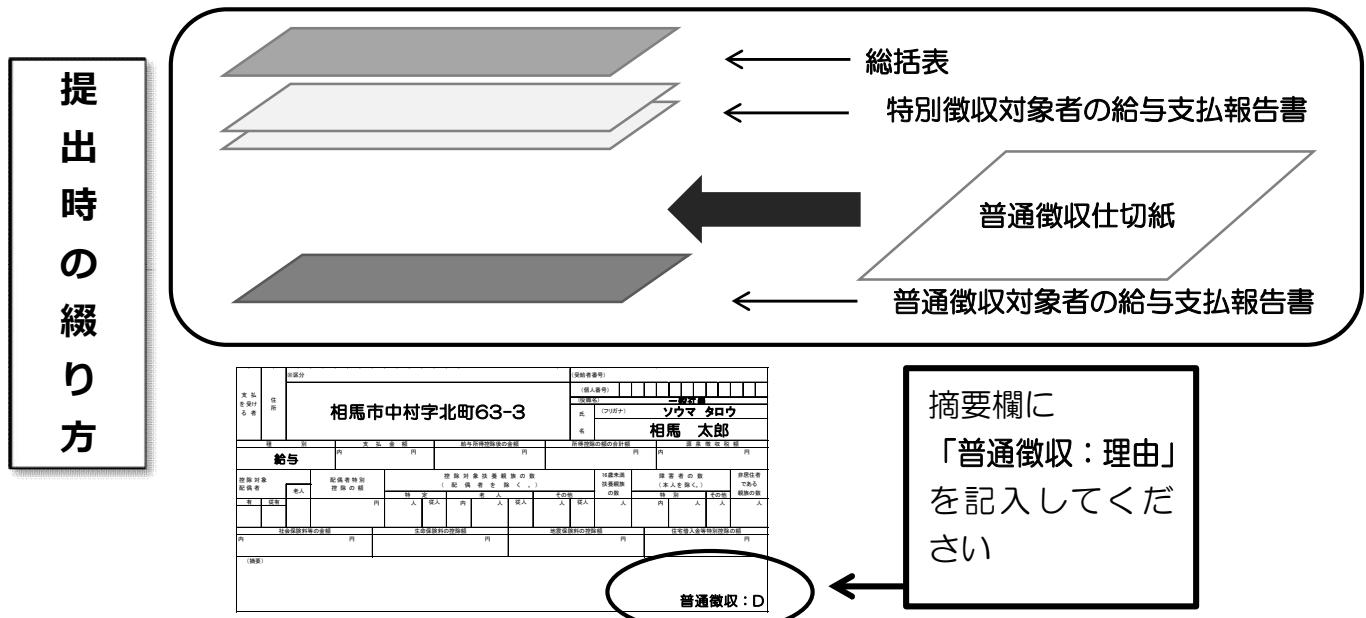
次のa・bに該当する事業主は、特別徴収義務者に該当しますので、給与受給者の市・県民税を特別徴収し

なければなりません。そのため、特段の理由がなく「普通徴収」と記入しても、所得税を源泉徴収している場合は、地方税法321条の4の規定により特別徴収義務者の指定をさせていただく場合があります。

- a 令和7年中に給与の支払いを行っており、令和8年4月1日現在でも給与の支払いを行っている事業主  
b 所得税法183条の規定により、給与を支払う際に所得税を徴収して納付する義務のある事業主(源泉徴収義務者)

## 特別徴収分と普通徴収分を併せて報告書を提出する場合

給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、原則として給与受給者の全員が対象となります。ただし、普通徴収対象者がいる場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に「※普通徴収:D」のように理由を記入し、下図のように整理して提出してください。



## 普通徴収仕切紙（普通徴収切替理由書）記入方法

③普通徴収仕切紙

個人住民税の普通徴収への切替理由書

相馬市長 究 特別徴収指定番号 433136

事業所名 株式会社 相馬市

普通徴収の方がいる場合、下記の該当欄に人数を記入のうえ、該当する方の給与支払報告書(個人別明細書)をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。

理由	特別徴収できない(普通徴収)理由	人数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他から支給されている給与から特別徴収されている方(乙欄該当者を含む)	名
C	事業専従者 (毎月給与支払の場合を除く)	名
D	退職者・退職予定者 (令和8年4月1日時点)	名
E	毎月の給与が少なく 個人住民税を特別徴収しきれない方	2名
F	その他(理由: Fに該当する場合_____年度より 特別徴収に切替可能)	名
普通徴収者合計		5名

普通徴収の方が多い場合、必ずこの仕切紙により徴収区分ごとに分類していただけますようお願いします。

普通徴収への切替理由書がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

A~Fまで6通りの理由がありますので、普通徴収対象者の中で各理由に該当する人数を記入してください。  
ただし、「F:その他」に該当する場合は特別徴収できない理由を記入していただき、特別徴収切替可能となる開始年度についても記入してください。

## 給与支払報告書提出後に異動があった場合（退職・休職・転勤など）

給与支払報告書を特別徴収対象者として提出した後に、退職や休職などにより令和8年度からの特別徴収が出来なくなった場合は、普通徴収に切替える給与所得者異動届出書をすみやかに提出してください。